

子ども会体験活動助成事業・設立助成事業 Q&A

Q1. 安全共済会に加入しないと、助成金はもらえないか？

A1. もらえません。これは、当会に所属する単位子ども会の対象事業のためです。
ただし、行事だけの参加者の中に安全共済会の未加入者がいるのは構いません。
その際は、別の保険に加入する等の安全対策は必ず行ってください。(Q2 参照)

Q2. 不特定多数が参加する行事がある。保険加入はどうしたら良いか。

A2. 一般の保険会社では、名簿不要でかけられるものがあります。
また、子どもまつりなど飲食を提供する際、食中毒対策としてかける「PL保険」
もあります。各支部事務局でご紹介できるものがございます。

Q3. クレジットカード、電子マネーでの買い物は良いか？

また、個人のポイントカードを使って買い物をして良いか。

A3. この助成金分(2万円)の支払いは、現金払いのみです。

ポイント払いもできません。

ポイントカードのポイントも付けた場合は対象外です。



クレジット
ICカード
デビットカード
電子マネー
ポイント払い



※ただし、この助成金以外(町内会からの助成や参加費など)で支払う分は、この限りではありません。

Q4. 他の子ども会や地区子連、町内会と一緒に活動しても対象となるか？

A4. 対象になります。町内会と活動する場合は、単位子ども会名でお申込みください。
複数の単子および地区子連で活動する場合は、申込書に代表の単位子ども会名
を記載し、別紙の「参加子ども会一覧」に、参加する子ども会を記入し申込書に
添付してください。

あくまでも単位子ども会の助成事業のため、地区子連名義では対象となりません。
助成金額は、1事業上限 20,000 円です。

Q5. 他団体(町内会や地区子連)からもらうお金も、一緒に使ってよいか？

A5. 一緒に使って構いません。下記にご注意ください。

- ・申込書の収支予算書の収入欄に、他団体からのお金も記入。
- ・領収書の宛名を他団体名でもらっても構いませんが、その近くに子ども会名も記入してください。☞下記を参照(子ども会の方が後から記入して構いません)
- ・子ども会が一部負担した場合は、領収書の余白に「内、〇円分は、〇〇子ども会の負担」と記入。

<p>〇〇町内会 様 (〇〇子ども会) ←</p> <p>金額 ¥5,500 円也 (10%消費税)</p> <p>但し ペン、シール代として</p> <p>本体 5,000 円 ←</p> <p>税 (10%) 500 円</p> <p><u>内、2500.円分子ども会負担</u></p>	<p>株式会社〇〇商会</p> <p>札幌市中央区〇〇... 登録番号 T555555555555</p> <p>【列式】</p> <p>ペン @100×50 小計 ¥5000 -</p> <p>シール @80×50 小計 ¥4000 -</p> <p>小計 ¥5000 -</p> <p>合計 ¥5500 -</p> <p>税 8% 0円 10% 500円</p>
--	---

Q6. 食事代やお菓子類、ジュース等は対象か？

A6. 単なる飲食目的は対象になりません。子どもの体験に必要なであれば対象です。

対象とならない例 (単に完成品を食べるだけの経費として使用)

- × 軽食代、ランチ代、カフェ代、弁当代、食事代(打ち合わせの場合もNG)
- × ケーキ代、洋菓子代、和菓子代(出来合いの物を集まって食べるだけではNG)
- × お菓子代(単に食べるだけのお菓子、お土産のお菓子)

対象となる例 (体験に必要な経費として使用)

食べ物を含む景品代(お土産代、お菓子代、プレゼント代)は一人 200 円程度までです。

- 料理体験をするための食材(キャンプの炊事、クリスマス会のケーキづくり等)
- 防災体験の防災食、豆まき用の豆、もちつき用のもち米や小豆、きな粉、のり等
- センターやハロウィンで、地域を練り歩き受け取るお菓子代(地域を練り歩き、菓子をもらうことが体験になるため)
☞これらは「体験に必要な消耗品」という項目に当てはまります。
- 水分補給用の飲み物(ジュースやお茶など)、救急用の水など健康管理用飲料
☞これらは「健康管理に必要な費用」という項目に当てはまります。

Q7. クリスマス会で食べるフライドチキンや飲み物は対象か？

A7. **対象外**です。一見、クリスマスに七面鳥を食べる習慣やクリスマスケーキを食べることを体験しているように見えますが、会場内で出来合いのもの食べているだけで、子どもが体験するのに必要な経費には入りません。

Q8. クリスマスプレゼントは、対象になるか？

A8. **対象外**です。子どもたちがサンタクロースからもらう単なるプレゼントは対象外です。**“子ども自身が何かやってみる(体験する)活動”になるよう工夫をお願いします。**

以下のような体験に必要な経費になる場合は**対象**です。

例)

- ・クリスマスにちなんだものを作って(折り紙でリース作り、百円均一のリースに各自で飾りつけをする等)持ち帰る
- ・クリスマス会で使う部屋の飾り付け、ツリーの組み立てや飾り付けをしたものを持ち帰る
- ・ケーキ作りやマフィンなどに、各自で簡単なトッピングをする
- ・大人が用意したプレゼントを子どもたちがラッピングし、プレゼント交換する(単なるプレゼント交換用のプレゼントを用意しての交換だけでは「体験」とはみなしません。)
- ・サンタクロース役を、子どもが交代で体験するための配布用のプレゼントなどに使うお菓子や物品は対象。

※景品代として1人200円程度までならプレゼントを用意することもできますが、景品代としての助成金の利用は1事業につき1人200円までですので、食べ物やお土産など他の項目で景品代を用いた場合は、重複して利用はできません。

Q9. 自動販売機等で購入したものは、領収書がないが助成対象になるか？

また、荷物運搬で使用したガソリン代、移動の地下鉄代など領収書がなかったものは、**町内会に認めてもらい領収書を作成してもらったが、経費対象になるか？**

A9. **対象になりません。**理由は、支払いの事実を確認できないためです。

下記のように、領収書を準備していただければ対象になります。

- ・自動販売機の飲み物など ☞ スーパーやコンビニで購入し領収書をもらう
- ・ガソリン代 ☞ ガソリンスタンドで領収書をもらう
- ・公共交通機関 ☞ 窓口や券売機で、領収書を発行する

当会は公益法人のため、第三者が見ても明確な使い方が求められます。内々で作成した領収書は疑問を持たれる可能性があるため、対象外です。

Q10. 報告書の写真は、どのようなものを添付したらよいか？

また、写真は添付しないといけないのか？

A10. 助成金がどのように使われたかを公益法人として報告するために必要です。

“どのような活動”を“どんなふうに(状況)行われたか”わかるものを添付してください。例えば、活動中の全体写真(後ろからでも良い)があると、行事の規模や参加人数がおおよそわかります。また、子どもたちの手元を写したものがあれば、子どもたちがどんな体験をしたか分かりやすいです。

3枚程度で構いませんので、添付してください。

Q11. 写真撮影について、個人情報保護法の観点からどんなことに注意したら良いか。

A11. 行事を始める時に「あらかじめ写真撮影をすること」「札子連Webサイト及び広報誌で写真を掲載する可能性があること」を伝え、承諾を得てください。

事前に配布するチラシやポスターに「当日撮影した写真は、札幌市子ども会のWebサイトや広報誌等で使用場合があります」と入れておくのも有効です。また、参加者の中で顔を写すことに抵抗のある方がいれば、その人は写さない、多くの参加者に抵抗がある場合は顔がわからないように全体を写す、後ろから写す等のご対応をお願いします。

Q12. 助成金が余ってしまった場合、どうしたらよいか。

A12. 基本的に使い切っていたきたいですが、返金も可能です。

返金の場合は、報告書の金額と返金金額が合っているかを確認し、払い戻しをしてください。

払戻の方法は2通り。

- ・各区支部事務局に報告時、現金で渡す。
 - ・本部に連絡し、本部口座へ振り込み。(振込手数料は単位子ども会負担です)
- ※ 返金がある場合、収支決算書の支出に返金分を記入します。

詳しくは記入例をご確認ください。

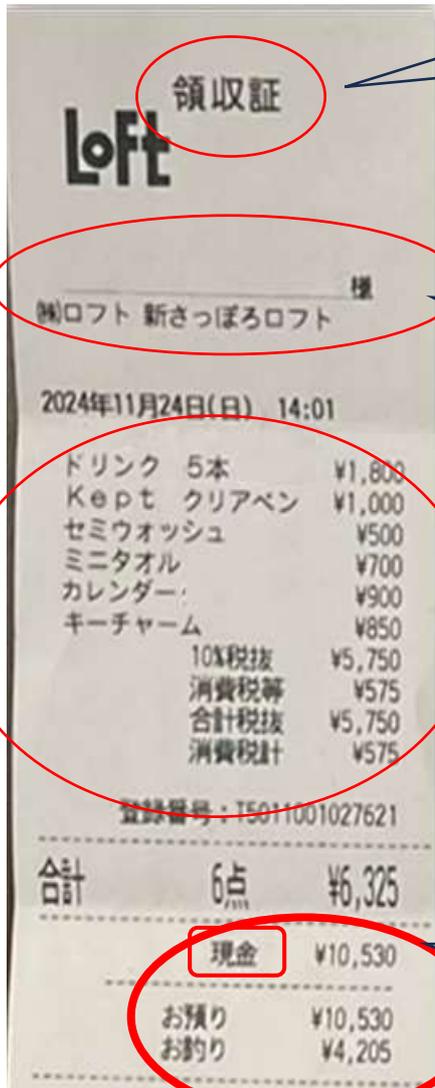
返金の前に、再度確認！

ゴミ袋やティッシュ、ペーパータオル、案内やチラシの紙代、インク代、切手代、買い出し用のガソリン代は、支出に入れましたか？

どのくらい使うか分からないものは、先に在庫を使い、事業後に購入して補充しても構いません。また、ガソリン代はガソリンスタンドの領収書が必要です。

例えば500円分を子ども会から出すなら、500円以上ガソリンを入れ領収書の余白に「内、500円分子ども会負担」と記載し収支決算書に添付してください。

お買い物の際にチェックしましょう！



レシートではなく、「領収書」と書かれていますか？

『明細付きの領収書をください』
とお願いしてください。

領収書には子ども会名を書いてください。町内会等の領収書と合同の場合は(〇〇子ども会)、(内〇〇円を子ども会)などと表示してください。

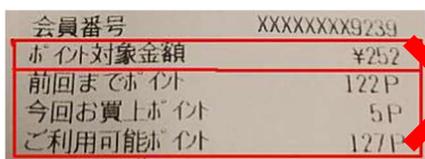
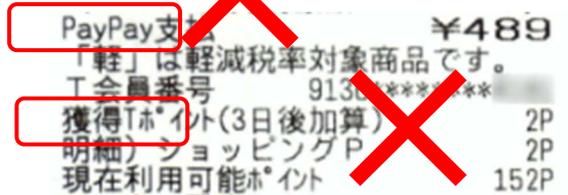
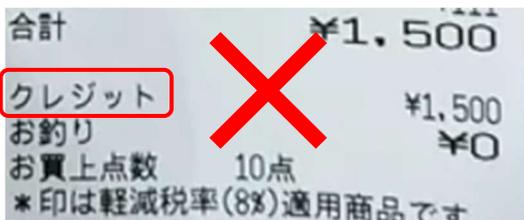
※Q5 参照

購入した品物の明細がわかるようになっていませんか？

「明細付きの領収書」がない場合は商品の明細のわかる納品書や請求書、内訳書を添えてください。

現金で支払いがされていますか？

クレジットカードやポイントでの支払いはできません。また、ポイントをつけることもNGです。



※軽食代、食事代(お弁当代)、飲食代、おやつ代は助成金の対象外です。食べ物を含む景品代(お土産代、お菓子代、プレゼント代)は合計で一人200円程度までです。
※領収書のコピーを提出する際は薄くなる前にコピーを取っておきましょう！

報告書に掲載する写真について

報告書に添付する写真は『子どもが活動をしている写真』です。



制作した作品の写真だけでは NG です。

活動の様子がわからない集合写真ではなく、活動している全体写真を提出ください。



「子ども」が
「体験活動」をしている
証拠写真

全体で活動している様子を示した写真



工作している手元を映した写真

※「あらかじめ写真撮影をすること」「札子連Webサイト及び広報誌で写真を掲載する
場合があること」を伝え、承諾を得てください。

※「子ども」が「体験活動」をしている写真をお願いいたします。

活動後に子どもが体験している写真を撮っていないならないようにご注意願
います。

※なるべくデータでご提出ください。